

国立大学法人京都大学教職員給与規程等新旧対照表

改正前	改正後
<p>国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号）</p> <p>（前略）</p> <p>（教職員の給与）</p> <p>第4条 俸給は、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。）第3条及び第16条から第19条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この規程に定める俸給の特別調整額、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第22条による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当及び衛生管理手当を除いた全額とする。</p> <p>（中略）</p> <p>（給与の支給日及び支給方法）</p> <p>第9条 } （略） 2～4 }</p> <p>（中略）</p> <p>（後略）</p>	<p>（教職員の給与）</p> <p>第4条 俸給は、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年達示第3号。以下「勤務時間等規程」という。）第3条及び第16条から第19条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この規程に定める俸給の特別調整額、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第22条による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当及び特別報奨金を除いた全額とする。</p> <p>（給与の支給日及び支給方法）</p> <p>第9条 } （同左） 2～4 }</p> <p>5 特別報奨金の支給日は、別に定める。</p> <p>（特別報奨金）</p> <p>第33条の7 京都大学教員表彰規程（平成24年達示第63号）により表彰された教員には、同規程第8条第2項及び第10条第2項に規定する副賞として、特別報奨金を支給することができる。</p>

改正前	改正後
<p>国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則（平成18年達示第21号）</p> <p>（前略）</p> <p>（他の規則の準用）</p> <p>第7条 この章に定めるもののほか、年俸制特定教員の就業に関する事項については、就業規則（第23条及び第64条を除く。）の規定を準用する。ただし、同規則第2条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教員就業特例規則（平成16年達示第71号。以下「教員就業特例規則」という。）第6条の規定並びに就業規則第31条の規定により年俸制特定教員に準用する給与に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。）第5条から第8条まで、第11条から第22条まで及び第27条から第35条までの規定は、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（後略）</p> <p>国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則（平成17年達示第37号）</p> <p>（前略）</p> <p>（給与の種類）</p> <p>第22条 有期雇用教職員の給与は、基本給、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当とする。</p> <p>（中略）</p> <p>（後略）</p>	<p>（他の規則の準用）</p> <p>第7条 この章に定めるもののほか、年俸制特定教員の就業に関する事項については、就業規則（第23条及び第64条を除く。）の規定を準用する。ただし、同規則第2条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教員就業特例規則（平成16年達示第71号。以下「教員就業特例規則」という。）第6条の規定並びに就業規則第31条の規定により年俸制特定教員に準用する給与に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。）第5条から第8条まで、第11条から第22条まで、<u>第27条から第33条の6まで、第34条及び第35条</u>の規定は、この限りでない。</p> <p>2 （同左）</p> <p>（給与の種類）</p> <p>第22条 有期雇用教職員の給与は、基本給、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、<u>寒冷地手当及び特別報奨金</u>とする。</p> <p>（特別報奨金）</p> <p><u>第33条の2 京都大学教員表彰規程（平成24年達示第63号）により表彰された有期雇用教職員には、同規程第8条第2項及び第10条第2項に規定する副賞として、特別報奨金を支給することができる。</u></p>

改正前	改正後
<p>国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則（平成17年達示第38号）</p> <p>（前略）</p> <p>（給与の種類）</p> <p>第22条 時間雇用教職員の給与は、基本給、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当及び宿日直手当とする。</p> <p>（中略）</p> <p>（後略）</p> <p>国立大学法人京都大学外国人教師就業規則（平成16年達示第74号）</p> <p>（前略）</p> <p>（給与）</p> <p>第6条 外国人教師には、次の各号に掲げる給与を支給する。</p> <p>(1) 俸給</p> <p>(2) 都市手当</p> <p>(3) 通勤手当</p> <p>(4) 期末手当</p> <p>(5) 勤勉手当</p> <p><u>2</u> <u>3</u> <u>4</u> <u>5</u> <u>6</u> } (略)</p> <p>（後略）</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第22条 時間雇用教職員の給与は、基本給、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当及び特別報奨金とする。</p> <p>（特別報奨金）</p> <p><u>第29条の3 京都大学教員表彰規程（平成24年達示第63号）により表彰された時間雇用教職員には、同規程第8条第2項及び第10条第2項に規定する副賞として、特別報奨金を支給することができる。</u></p> <p>（給与）</p> <p>第6条 } (同左)</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、京都大学教員表彰規程（平成24年達示第63号）により表彰された外国人教師には、同規程第8条第2項及び第10条第2項に規定する副賞として、特別報奨金を支給することができる。</u></p> <p><u>3</u> <u>4</u> <u>5</u> <u>6</u> <u>7</u> } (同左)</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成24年11月8日から施行する。</p>